

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(前回会議を踏まえた検討結果)

視点① 使用料・手数料の見直し周期【使用料／手数料】

【いただいたご意見】

- ・見直し周期を4年とすることで、原価計算結果と条例で定める料金が乖離する期間が長くなるという懸念がある。
- ・乖離幅をより緻密に適正化していく観点では、見直し周期は短い方が望ましいが、見直しに係る負担も考慮する必要がある。
- ・原価計算結果を定期的にモニタリングすることで、見直し周期を伸ばすことによるデメリットを補完することができる。
- ・4年とすることには賛成だが、4年を待たずに見直しをする「特別な場合」が抽象的である。
- ・見直し周期は方針策定時から変わっておらず、この間明らかとなった課題を解消するために見直しをすることには賛成である。
- ・モニタリングをする中で、乖離が生じた際には見直しをする運用であるならば、定期的な見直しは不要ではないか。



【基本方針改定案】

項目	現行	改定案
見直しの周期	原価との乖離が著しい場合など特別な場合を除き、原則として3年ごと	原価との乖離が著しい場合など特別な場合を除き、原則として4年ごと
「特別な場合」の目安	記載なし	記載する 「方針で定める適正範囲※ ¹ を新たに超えた場合※ ² には、原則としてその次年度の見直しを検討することとする。」

※¹ 適正範囲については次ページに記載

※² 原価計算の結果、新たに適正範囲を超えた使用料等で、その要因が単年度の特異要因ではないと思慮される場合に限る。また、施設使用料については、1つの施設のうち、適正範囲を超えた区分単位(会議室等)で、次年度の見直しを行うこととする。

※ 定期見直しについては、原価計算のみでなく、他自治体や市内類似施設との均衡、社会情勢などの視点も踏まえることから、実施することが望ましいと考える。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(前回会議を踏まえた検討結果)

視点② 手数料の見直し基準の設定【手数料】

【いただいたご意見】

- ・原価計算結果が条例を下回る場合に、定期によらない見直し作業を行う基準を設けることには賛成である。



【基本方針改定案】 ※前回事務局案のとおり

項目	現行	改定案
使用料の適正範囲 (変更なし)	施設の性質別に方針が定める受益者負担割合の ±10%以内	施設の性質別に方針が定める受益者負担割合の ±10%以内
手数料の適正範囲	原価計算結果の 1.5倍を超えない範囲	原価計算結果の 70%から150%までの範囲

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(前回会議を踏まえた検討結果)

視点③ 激変緩和措置【使用料／手数料】

【いただいたご意見】

・特になし

【基本方針改定案】

項目	現行	改定案
激変緩和措置の適用条件	改定額の上限を現行価格のおおむね1.5倍とする	使用料・手数料の現行額に応じた改定上限率を設定

【上限改定率案】

区分	現行の料金	上限改定率
使用料	1,000円未満	現行額の1.5倍
	1,000円以上3,000円未満	現行額の1.4倍
	3,000円以上10,000円未満	現行額の1.3倍
	10,000円以上	現行額の1.2倍
手数料	規定なし	

- ・ 上限改定率は、他市の事例や、本市の使用料の金額分布等を参考に決定した。
- ・ 手数料は他団体とのサービス内容に違いが少なく、他団体との均衡を考慮するケースが多いことから、激変緩和措置の対象外とする。

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針の見直しについて(前回会議を踏まえた検討結果)

視点④ グループ化対象施設の拡大【使用料】

【いただいたご意見】

・特になし

【基本方針改定案】 ※前回事務局案のとおり

項目	現行	改定案
グループ化対象施設	屋外スポーツ施設	屋外スポーツ施設 文化施設

視点⑤ 施設別行政コスト計算書の活用【使用料】

【いただいたご意見】

・特になし

【基本方針改定案】 ※前回事務局案のとおり

項目	現行	改定案
施設別行政コスト計算書の活用	しない	する

※原価計算への算入方法などの具体的な手法については検討中